

○財務省告示第五十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十四年一月十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十四年二月九日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第二百二十五回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回、第八回、第十一回、第十三回、第十四回、第十五回、第十七回、第十八回、第二十回、第二十一回、第二十六回及び第三十二回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十四億円 内訳（別表のとおり）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三 振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五 募入決定の 方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六 発行額	額面金額で二千九百九十四億円 内訳（別表のとおり）

七	八	九	十	十一
払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行価格
三億二千四百三十三万九千二百九十	五万九千円	振替法の規定による振替口座簿	平成二十四年一月十二日	発行行
額の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金と	す。〇	平成二十四年一月十二日	発行行
出た金額	の記載又は記録は、最低額面金と	す。〇	平成二十四年一月十二日	発行行
出した金額	の記載又は記録は、最低額面金と	す。〇	平成二十四年一月十二日	発行行
出した金額	の記載又は記録は、最低額面金と	す。〇	平成二十四年一月十二日	発行行

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三 二
の経利
払過
込利
み子率

(一) (別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者
は、式により算出した金額を次の二
十号の規則とする。期日に払い込
むものとする。

各発行対象国の債権の面額／子の
総額×各発行対象国の債権の利率
100×各期の発行翌日から発行日
支規定（子場の支払期日は、零。）
口に発行時に利息を徴収するに
る係る所得税が源泉徴収され
るに発行時に利息を徴収するに
る係る所得税が源泉徴収され

(二)
る係る所得税が源泉徴収され
るに発行時に利息を徴収するに
る係る所得税が源泉徴収され
るに発行時に利息を徴収するに
る係る所得税が源泉徴収され

（（利 第三付 三十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 六）債 回 券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 四 %
日 年 平 三 成 月 五 二 十 十 二	日 年 平 三 成 月 四 二 十 十 九
十 億 円	百 五 十 億 円